

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 67 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2020 年 11 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

## [Japan Practice 紹介サイト](#)

### 不公正契約条項に関する法律の改正

2020 年 11 月 6 日、連邦や州の公正取引・消費者保護担当大臣は、不公正契約条項に関する改正を行うことを発表しました。本年前半には、不公正契約条項の適用範囲を、通常の保険契約（例えば、車両保険や旅行保険など）に拡大する法令が可決されましたが、これに加えて、さらに適用範囲が拡大されることとなります。

最も影響が大きいと思われる改正点は、不公正契約条項の適用対象となる「小規模ビジネス契約（small business contracts）」の範囲が拡大されることです。現行法では、小規模ビジネス契約に該当するためには、契約当事者の少なくとも一方が、従業員 20 名以下の会社で、契約時に確定している金額（upfront price）が一定の金額を下回っている必要がありました。今回の改正により、契約時に確定している金額（upfront price）の基準がなくなり、また、「小規模ビジネス」に該当する要件が、従来の従業員 20 名以下の会社から、従業員 100 名以下または年間売上 1000 万豪ドル以下の会社に緩和されます。

この他にも、民事上の罰則の導入や、救済方法の柔軟化、小規模事業者の立証責任の緩和などの改正が行われる予定です。現段階では、改正法案は発表されておらず、いつから施行されるかも明らかになっていないため、今後の動向が注目されます。

本稿では、本改正の概要と実務上の留意点について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。



## その他の注目のトピック

### プライバシー法に関する論点書の発表（個人情報保護法）

オーストラリア連邦政府は、プライバシー法に関する論点書（Issues Paper）を発表しましたが、これは11月26日まで意見公募手続に付されています。プライバシー法は、新たな技術が続々と出現し、取り巻く状況が変わる中で、既存の枠組みとその執行方法がプライバシー法の目的に沿っているかどうかの検討が続けられています。論点書では、多くの検討すべき事項と改正提案が記載されており、プライバシー法の改正に向けて、今後さらなる議論が予定されています。

本稿では、論点書の概要と留意すべき点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 倒産法の改正法案の発表（倒産法）

前回のニュースレターでご紹介した、新たなDIP型再生手続の導入に関し、2020年11月12日、オーストラリア連邦政府は、改正法案（Exposure Draft）を発表しました。今回の法案では、新たな再生手続の流れや、より簡素化された清算手続の概要、新たな再生手続の利用を考える会社に対する一時的な救済措置など、多くの点をカバーした内容となっています。他方で、規則（Regulation）案が発表されていないため、細かな要件を含めた手続の全体像を把握するためには、さらなる発表を待つ必要があります。

本稿では、改正法案の概要と今後議論すべき点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 気候変動に関する法案の発表（環境法）

2020年11月9日、気候変動に関する法案（Climate Change Bill）が連邦議会に提出されました。同法案では、2050年までに、オーストラリアでネットゼロエミッションを達成することを明確な目標として規定した上で、排出予算（emission budget）の設定、排出削減プランの準備と実行、気候変動のリスク評価の完了、リスク評価に対応する適応計画（adaptation plan）の準備という4つの重要な要素について、さらに充実させることを目指した内容となっています。

本稿では、本法案の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### オーストラリア会社法概説 【第2版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## COVID-19による損失と保険の適用除外（保険法）

ニューサウスウェールズ州最高裁判所は、新型コロナウイルスの影響で生じた事業上の損失について、保険者は、適用除外条項の一つである検疫法に基づく検疫すべき疾患（quarantinable diseases）に該当することを根拠に、保険金の支払を拒むことはできないと判示しました。同条項に該当することを根拠に保険金の支払を拒否された企業は、再度保険支払請求を試みる価値があると言えます。

本稿では、本判決の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## WA州の職場における安全衛生法の審議状況（労働法）

オーストラリア全土で一貫したものになるよう取り組まれてきた職場における安全衛生に関する法律について、西オーストラリア州でも採用され、2021年前半頃には施行される見通しとなりました。2020年10月21日に同州上院議会が法案を可決し、下院による承認待ちの状況となっています。

本稿では、本法案の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 今後のセミナー等の予定

### 豪州雇用法（雇用条件及び解雇に関する問題点）

加納弁護士が行う予定であった、「豪州雇用法（雇用条件及び解雇）」をテーマとする講演は、シドニー、メルボルンともに、当面延期されることとなりました。同講演では、従業員の雇用条件と解雇に関するルールや問題点を中心に、日本企業がオーストラリア子会社を適切に運営・管理するために注意すべき雇用法の重要箇所について、最新の事例や法改正等にも触れながら解説する予定です。

### 豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加予定であった、第4回IBAアジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）は、当面延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

## 最近行われたセミナーのご報告

### オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第 2 段のポイント）（2020 年 10 月 20 日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 10 月 20 日に、「オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第 2 段のポイント）」をテーマに講演（ジェットロ・シドニー事務所と共催）を行い、改正案第 2 段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認要件の緩和、手数料体系の改正等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

### 外国投資規制の変更（2020 年 8 月 25 日、2020 年 9 月 17 日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 8 月 25 日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演（西豪州日本人会商工部会と共催）を行い、外資投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 9 月 17 日に、ジェットロ・シドニー事務所主催のウェビナーにおいて、同じテーマで講演を行いました。

### COVID19 の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策（2020 年 5 月 29 日、オンライン）

加納弁護士が、2020 年 5 月 29 日に、「COVID19 の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2020 年度第 1 回オンライン勉強会）を行いました。新型コロナウイルスによって打撃を受けた企業を救済するための二つの立法について、制度の概要と実務上の留意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

## 最近の出版物等

### 『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものであり、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版は[こちら](#)です。

## 『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの[リンク](#)からご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト Jessica Lee  
メール：[jeslee@claytonutz.com](mailto:jeslee@claytonutz.com)



ロイヤー 藤崎信吾  
（日本に出向中）



ロークラーク 高木大輔  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[dtakagi@claytonutz.com](mailto:dtakagi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)